

● 医療費の助成制度

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

医療福祉費支給制度（マル福）…県の制度

妊産婦、小児、ひとり親家庭（母子・父子家庭）、重度心身障がいのかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「㊦医療福祉費受給者証」の交付を受けてください。ただし、所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた ※産婦人科等、妊娠に関連する疾病で受診する医療機関のみ	保険証と「㊦医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 ◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） <入院> 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「㊦医療福祉費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳
小児	0～18歳になる年の年度末までのかた ※中学生以上は入院のみ		
ひとり親家庭	母子・父子家庭で18歳（障がい児および高校在学者の場合は20歳）になる年の年度末までのかたとその母または父		
重度心身障がい者	・身体障害者手帳1・2級のかた ・療育手帳㊦・Aのかた ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級のかた ・身体障害者手帳3級の内部障がい者（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい・肝臓機能障がい）のかた ・障害年金1級のかた ・精神障害者保健福祉手帳1級のかた ※65歳以上のかたは、後期高齢者医療保険加入が要件	保険証と「㊦医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金はなし	

すこやか医療費支給制度…坂東市独自の制度

妊産婦、小児のかたで、医療福祉費支給制度（マル福）に該当しないかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「すこやか医療費受給者証」の交付を受けてください。ただし、妊産婦のかたは所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた ※マル福に該当しない疾病のみ	医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳	
小児	0～18歳になる年の年度末までのかた ※所得制限によりマル福が受けられないかたと中学生以上の外来のみ	保険証と「すこやか医療費受給者証」を提示し受診してください。 ◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） <入院> 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「すこやか医療費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、領収書、金融機関などの通帳